

## 各類に属する商品・役務の概要



商標法施行令第2条において規定する別表（政令別表）

第 1 類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第 2 類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調整品
第 3 類	洗淨剤及び化粧品
第 4 類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第 5 類	薬剤
第 6 類	卑金属及びその製品
第 7 類	加工機械、原動機（陸上の乗物用のものを除く。）その他の機械
第 8 類	手動工具
第 9 類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第 10 類	医療用機械器具及び医療用品
第 11 類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
第 12 類	乗物その他移動用の装置
第 13 類	火器及び火工品
第 14 類	貴金属、貴金属製品であつて他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第 15 類	楽器
第 16 類	紙、紙製品及び事務用品
第 17 類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第 18 類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第 19 類	金属製でない建築材料
第 20 類	家具及びプラスチック製品であつて他の類に属しないもの
第 21 類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第 22 類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第 23 類	織物用の糸
第 24 類	織物及び家庭用の織物製カバー
第 25 類	被服及び履物
第 26 類	裁縫用品
第 27 類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第 28 類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第 29 類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第 30 類	加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料
第 31 類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料

第 3 2 類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第 3 3 類	ビールを除くアルコール飲料
第 3 4 類	たばこ、喫煙用具及びマッチ
第 3 5 類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第 3 6 類	金融、保険及び不動産の取引
第 3 7 類	建設、設置工事及び修理
第 3 8 類	電気通信
第 3 9 類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第 4 0 類	物品の加工その他の処理
第 4 1 類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第 4 2 類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第 4 3 類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第 4 4 類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
第 4 5 類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）、警備及び法律事務

（注）商標登録出願をする際は、上記の表示ではなく、本審査基準に記載されている商品・役務の表示（「類別表」を除く。）を参考に記載してください。

### 一般的注釈

類見出しに掲げる商品又はサービスは、その商品又はサービスが原則として属する類の範囲をおおむね表示したものである。したがって、個々の商品又はサービスの分類を特定するためには、アルファベット順一覧表を参照すべきである。

### 商品

ある商品を類別表、注釈及びアルファベット順一覧表によって分類することができない場合には、次の(a)から(f)までに示すところの基準を適用して分類する。

(a)完成品は、原則として、その機能又は用途によって分類する。完成品の機能又は用途がどの類見出しにも記載されていない場合には、当該完成品は、アルファベット順一覧表に表示されている比較可能な他の完成品から類推して分類する。

当該他の完成品がない場合には、商品の材料又は作動方式のような他の補助的な基準を適用する。

(b)完成品が複数の用途を有する複合物（例えば、ラジオ付き時計）である場合には、各機能又は各用途に対応するいずれの類にも分類することができる。類見出しにおいて対応する機能又は用途が定められていない場合には、(a)に規定するその他の基準を適用する。

(c)未加工又は半加工の原材料は、原則として、当該原材料を構成する物質を基準として分類する。

(d)他の商品の一部となることを目的として作られた商品は、同様の商品を通常は他の用途に使用することができない場合にのみ、原則として、当該他の商品と同じ類に分類する。他のすべての場合には、上記(a)に示す基準を適用する。

(e)ある商品（完成品であるかないかを問わない。）がその材料に従って分類され、かつ、当該商品が異なる複数の材料から成る場合には、原則として、当該商品は主たる材料に従って分類する。

(f)商品を収納するために当該商品に適合させた容器は、原則として、当該商品と同じ類に分類する。

### サービス

あるサービスを類別表、注釈及びアルファベット順一覧表によって分類することができない場合には、次の(a)から(d)に示すところの基準を適用して分類する。

(a)サービスは、原則として、サービスの類見出し及びその注釈に掲げる事業分野に従って分類するか、又は、それができない場合には、アルファベット順一覧表に掲げる比較可能なサービスから類推して分類する。

(b)賃貸サービスは、原則として、賃貸の目的物によって提供されるサービス（例えば、第38類に示すところの電話機の貸与）と同じ類に分類する。リース方式による賃貸サービスは、賃貸サ

サービスに類似しているために、同じ方法で分類するものとする。しかしながら、分割払い購入資金の貸付け又は貸借り満期購入方式の金融は、財政サービスとして第36類に分類する。

(c)助言・情報又は指導の提供のサービスは、原則として、助言・情報又は指導の内容に対応するサービスの区分と同じ区分に分類するものとする。例えば、輸送の指導及び助言（第39類）、事業経営の指導及び助言（第35類）、金融の指導及び助言（第36類）、美容の指導及び助言（第44類）。助言・指導・情報が電子的手段（例えば、電話、コンピュータ）によって提供されることは、これらのサービスの分類に影響を及ぼすものではない。

(d)フランチャイズの枠組みにおけるサービスは、原則として、フランチャイザーが提供する特定のサービスと同じ類に分類する（例えば、フランチャイズに関する事業の助言（第35類）、フランチャイズに関する財政サービス（第36類）、フランチャイズに関する法律事務（第45類））。